

平成 24 年 1 月 26 日

金融庁総務企画局市場課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」に対する意見等の提出について

平成 23 年 12 月 27 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」に対する意見等

	該当箇所(条項番号等)	意見・確認事項	理由等
1	公布、施行時期の判断	公布、施行時期については、各国規制施行の前段階でも、早期の公布、施行をお願い致したい。	海外各国による清算集中義務の規制開始前ではあるが、デリバティブ取引において、現在金融商品取引業者、登録金融機関が外国清算機関を利用できないために国内外での取引で相手先と価格等の条件が合わず取引執行に支障が生じるケースが発生しているため。